

宇部市公共下水道事業計画策定委託

プロポーザル実施要領

2019年 5月

宇部市上下水道局

## 1. 業務の目的

本業務は、今後の人口減少社会に対応し、持続可能な下水道経営を目指すとともに、国の示す10年概成達成に向けて、公共下水道（集合処理）から合併処理浄化槽（個別処理）への転換を含めた最適な汚水処理手法を検討した上で、下水道事業計画を見直すものである。

なお、下水道事業計画の策定にあたっては、民間事業者が有する高度な専門的知識やノウハウなどを活用し、優れた提案を得るために、プロポーザル方式を実施するものである。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名称

宇部市公共下水道事業計画策定委託

### (2) 業務内容

別紙「宇部市公共下水道事業計画策定委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結日から約11箇月

### (4) 事務局

宇部市上下水道局 下水道企画室

〒755-0022 山口県宇部市神原町一丁目8番3号

TEL 0836-21-2191

FAX 0836-21-2179

E-mail [gesui-keikaku@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:gesui-keikaku@city.ube.yamaguchi.jp)

### (5) 提案上限額

73,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものである。

## 3. 参加資格要件

### (1) 企業に関すること

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- ① 「2019・2020年度 宇部市入札参加資格」における「建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。
- ② 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省公示第717号）による下水道部門の登録を受けていること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなさ

れていない者であること。

- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- ⑦ 宇部市上下水道局建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑧ ISO9001、JISQ15001 プライバシーマークまたは ISO27001・JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の資格及び認証を受けていること。
- ⑨ 企業の実績として以下のア）及びイ）の完了した実績を有すること。
  - ア） 行政人口15万人以上の地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、過去10年間（平成21年度～平成30年度）の汚水処理施設整備構想策定業務
  - イ） 行政人口15万人以上の地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、過去10年間（平成21年度～平成30年度）の合流式下水道処理区を含む全体計画策定業務

(2) 配置技術者に関すること

- ① 管理技術者は技術士「上下水道部門（下水道）」又は技術士「総合技術監理部門（上下水道・下水道）」の資格を有すること。
- ② 管理技術者の業務実績として以下のア）及びイ）の業務において、下記に示す技術職員として完了した実績を有すること。
  - ア） 管理技術者又は担当技術者として、行政人口5万人以上の地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、過去10年間（平成21年度～平成30年度）の汚水処理施設整備構想策定業務
  - イ） 管理技術者又は担当技術者として、行政人口5万人以上の地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、過去10年間（平成21年度～平成30年度）の合流式下水道処理区を含む全体計画策定業務
- ③ 照査技術者は、技術士「上下水道部門（下水道）」又は技術士「総合技術監理部門（上下水道・下水道）」の資格を有し、業務全般において照査を行うものとする。
- ④ 担当技術者は、技術士「上下水道部門（下水道）」又はRCCM（下水道）の資格を有し、業務全般において管理技術者の指示により担当業務を行うものとする。
- ⑤ 担当技術者の業務実績として以下のア）の業務において、下記に示す技術職員として完了した実績を有すること。
  - ア） 管理技術者又は担当技術者として、行政人口5万人以上の地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、過去10年間（平成21年度～平成30年度）の汚水処理施設整備構想策定業務
- ⑥ 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務は認めない。

(3) 参加資格要件確認基準日

参加申請書類を受理した日から、技術提案事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

#### 4. 選考日程

##### (1) スケジュール

日程 (案)	内容
令和元年 5 月 24 日 (金)	公募開始
令和元年 5 月 29 日 (水)	質問受付期限
令和元年 5 月 31 日 (金)	質問回答日
令和元年 6 月 5 日 (水)	参加申請書類の提出期限
令和元年 6 月 10 日 (月)	一次審査結果通知日
令和元年 6 月 24 日 (月)	技術提案書の提出期限
令和元年 6 月 27 日 (木)	ヒアリング実施日
令和元年 7 月 1 日 (月)	二次審査結果通知日

##### (2) 参加申請書類の提出

本要領並びに業務仕様書を熟考の上、参加を希望する者は以下の事項に従って参加申請書類を提出すること。

- ① 提出書類
  - 参加表明書 (様式 1)
  - 会社概要 (様式 2)
  - 会社業務実績 (様式 3-1~3-3)
  - 業務実施体制 (様式 4)
  - 配置予定技術者 (様式 5-1~5-3)
- ② 提出期限 令和元年 6 月 5 日 (水) 午後 5 時まで
- ③ 提出部数 1 部
- ④ 提出場所 事務局 (閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送 (期日までに配達されるものに限る)

##### (3) 一次審査

提出された参加申請書類について、参加資格及び審査基準に基づいて一次審査を実施し、ヒアリングを実施する提案者 (5 社程度) を選定する。

審査結果については、申請者に書面で通知する。審査結果の説明を求める場合、審査結果通知の翌日から起算して 3 日 (休日は含まない。) 以内に、書面 (任意様式) にて行うものとし、回答は書面で行うものとする。

##### 【審査基準】

評価項目		公表配点
企業の評価	有資格数	20
	業務実績	
配置予定技術者の評価	資格	55
	業務実績	
	手持ち業務件数	

#### (4) 技術提案書等の提出書類

一次審査により、提案書等提出の要請を受けた者は、以下の事項にしたがって技術提案書等を作成し、提出すること。

- ① 提出書類 技術提案書（様式 6-1～6-4）
- ② 提出期間 令和元年 6 月 10 日(月)午前 9 時から  
令和元年 6 月 24 日(月)午後 5 時まで
- ③ 提出部数 10 部
- ④ 提出場所 事務局
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送（期日までに配達されるものに限る）

##### (i) 技術提案書の作成要領

- ・使用ソフトはWordとし、A4縦長横書き10.5ポイントとすること。
- ・「業務仕様書」の記載項目に従い作成することとし、ページ数は、実施方針はA4判2ページ以内、技術提案は各テーマA4判2ページ(2テーマ：4ページ)以内とすること。なお、図表を含めたページ数とする。
- ・技術提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも読んで理解できる内容とすること。
- ・技術提案書の記載内容は、全て本業務における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。
- ・以下に示された項目について、技術的な提案（提案内容、提案理由、比較検討案など）を記述し解説すること。

本市の下水道事業は、昭和23年に事業着手して以来、整備促進に努めてきた結果、平成30年度末現在の公共下水道人口普及率は77.2%に達している。しかしながら、事業に着手してからおよそ70年が経過し、これまで整備した多くの施設が老朽化しており、近年では、改築事業を重点的に取り組まざるを得ず、汚水整備を進めることが出来ない状況である。

##### ① テーマ1

本市の特徴を踏まえ、汚水処理施設整備構想策定業務において計画区域を見直す際に、検討すべき事項および留意事項について記述すること。また、全体計画策定業務において、社会情勢の変化を考慮した上で、各種施設計画策定の拠り所となる計画諸元（人口、原単位等）の設定にあたって検討すべき事項および留意事項について記述すること。

##### ② テーマ2

節水機器の普及や人口減少等による有収水量の減少により、使用料収入の減少が見込まれ、経営環境は今後厳しさを増すと予想される中、将来にわたり安定した下水道事業を継続するために、本業務の内容以外でも有用となる提案があれば記述すること。

##### (ii) 資料の閲覧

- ・技術提案書作成に必要な資料は、下水道企画室において閲覧を認める。

閲覧期間 公募開始日～技術提案書の提出の前日まで  
(午前 9 時から午後 5 時まで)

・閲覧できる図書

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| ①宇部市汚水処理施設整備構想図書     | 平成 27 年度 |
| ②宇部市公共下水道事業全体計画図書    | 平成 28 年度 |
| ③宇部市公共下水道事業計画変更図書    | 平成 28 年度 |
| ④宇部・阿知須公共下水道事業全体計画図書 | 平成 24 年度 |
| ⑤宇部・阿知須公共下水道事業計画変更図書 | 平成 30 年度 |

なお、閲覧場所に複写機は設置されていないので留意すること。

(5) ヒアリング

提案者による技術提案書に基づく補足説明、質疑応答の機会としてヒアリング(30分)を実施する。

① 内容

ヒアリングの具体的な内容として、以下の2点を予定している。

ア) 補足説明 (20分)

技術提案書に関する補足説明等を行うこと。

イ) 質疑応答 (10分)

技術提案書の補足説明について質疑応答を行う。

② 日程・時間

令和元年6月27日(木)予定

日時、場所については、通知書により別途通知する。

③ 出席者

当日のヒアリングに出席する者は、本業務に直接携わる者であること。他の出席者は認めない。また、補足説明は管理技術者が説明すること。ただし、質疑応答に関しては出席者により回答することを妨げない。出席可能人数は各提案者について、最大4名までとする。

④ その他の事項

ア) 提案内容を重視し、公平に審査するため、説明に電子機器を使用することは許可しない。

イ) 提案時間終了の5分前に合図をします。たとえ、提案の途中であっても5分経過した時点で提案は終了とする。

ウ) ヒアリング時に、技術提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに追加すること、又は別途配布することは認めない。

(6) 二次審査

技術提案のヒアリングを実施した後、審査基準に基づき技術提案内容の評価を行う。提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた技術提案を行った者を優先交渉権者として選定する。また、必要に応じ、次点交渉権者も併せて選定する。

審査結果については、審査終了後全ての二次審査参加者に書面で通知する。

審査結果の説明を求める場合、審査結果通知の翌日から起算して3日(休日は含まない。)以内に、書面(任意様式)にて行うものとし、回答は書面で行うものとする。

【審査基準】

評価項目		公表配点
企業の評価	有資格数	20
	業務実績	
配置予定技術者の評価	資格	55
	業務実績	
	手持ち業務件数	

評価項目		公表配点
業務実施方針	業務理解度	20
	妥当性	20
技術的な提案 テーマ1	的確性・独創性・実現性	30
技術的な提案 テーマ2	的確性・独創性・実現性	20

評価項目		公表配点
ヒアリング評価	専門技術力	10
	取組姿勢	10

(7) 質問等の受付および回答

本プロポーザルに関する質問は、実施要領に基づいて提出する書類等に関するものとし、審査基準に係る質問は一切受け付けないものとする。

① 受付期間

令和元年5月24日（金）午前9時から

令和元年5月29日（水）午後5時まで

② 受付方法

様式7（質問書）を用いて、電子メールの添付ファイルとして、事務局に送信すること。なお、電子メール送信後、電話で着信確認を行うこと。

③ 質問への回答

提出された質問への回答を宇部市上下水道局のホームページにおいて公表する。

公表日 令和元年5月31日（金）

④ その他

質問に対する回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

(8) 契約

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、当局と仕様内容並びに価格等協議のうえ、当局の決定を受けることにより受託事業者となる。

ただし、以下の場合、当局は次点交渉権者と協議を行うことがある。

① 優先交渉権者が審査後に本要領に定める参加資格要件を満たすことができなくなった場合

② 優先交渉権者と契約交渉が成立しない場合

③ その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能となった場合

(9) その他

- ① 技術提案書の作成、提出及びヒアリング参加等の一切の経費は、参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- ② 技術提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に当局に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類（資格証明書、業務実績テクリス等）を添付すること。
- ③ 提出書類の著作権等の取扱において、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等において当局がこの業務に関し必要と認める用途については、技術提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ④ 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- ⑤ 技術提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、当局が認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 別紙「業務仕様書」に記載のない事項であっても、提案者の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合は、提案できることとする。ただし、これに係る経費は提出する提案書に含むものとする。
- ⑦ 技術提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とする。
- ⑧ 参加に関して使用する言語は日本語、単位はSI単位、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ⑨ 提出された技術提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- ⑩ 参加者は、当該プロポーザルで知り得た情報等について他に漏らしてはならないものとする。なお、その職を退いた後も同様とする。
- ⑪ 参加者が1社の場合でも審査を行い、審査基準に基づき採点した評価項目の合計点数が、配点の10分の6以上の得点を取得すれば、優先交渉権者とする。
- ⑫ 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
  - (ア) 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
  - (イ) 参加者の記名又は押印を欠く参加もしくは参加事項を明示しない応募
  - (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
  - (エ) 2通以上の書類提出がなされた応募
  - (オ) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- ⑬ 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
  - (ア) 必要書類を提出期限までに提出しない場合
  - (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - (ウ) 本プロポーザルに関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
- ⑭ 本実施要領に定めのない事項については、協議の上決定する。
- ⑮ スケジュールの変更については、宇部市上下水道局ホームページへ随時掲載する。